

静岡県地域日本語教育人材情報バンク実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県（以下「県」という。）が地域日本語教育体制の構築及び多文化共生の地域づくりを目的として、必要な人材を把握し、地域日本語教育に取り組もうとしている市町等での活躍を促進することを主な目的として設置する「静岡県地域日本語教育人材情報バンク」（以下「人材情報バンク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 事業内容は次に掲げるものとする。なお、いずれも、職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条第3項の規定に基づく無料職業紹介事業とは一線を画すものである。

(1) 県が推進している地域日本語教室を運営するために必要不可欠な、次の人材の把握

- ① 日本語指導者
- ② 母語支援者
- ③ 学習支援者

(2) 前項で把握した人材に対し、地域日本語教育に取り組む（予定を含む）市町についての情報提供

(3) 地域日本語教育に取り組む（予定を含む）市町に対し、第1号で把握した人材についての情報提供

(4) 市町以外で日本語教育、多文化共生に資する事業に取り組む実施主体に対し、第1号で把握した人材のうち事前に承諾済みの者についての情報提供

(人材情報バンク登録資格)

第3条 人材情報バンクに登録できる者は、登録の種類に応じた以下の要件を満たすこととする。

(1) 日本語指導者

①日本語教師の資格を満たす者

出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号イ～ニに該当する者

②日本語教師を目指している者

人材情報バンクへの申込時点から3年以内を目処に、出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号イ～ニの要件確保を目指して努力している者

(2) 母語支援者

日本語が堪能であるとともに、日本語以外の言語についても、日常会話がスムーズにできる者
なお、未成年の場合は、保護者の同意を得ていること。

(3) 学習支援者

多文化共生に興味があり、外国人の日本語学習の場に参加を希望する者

(活動内容)

第4条 人材情報バンク登録者の活動内容は、基本的に次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第2条第4号に係る活動内容はこの限りではない。

(1) 日本語指導者

静岡県が推奨する「はじめまして日本語！」を学習教材として使用する対話交流型の初期日本語教室（以下、「地域日本語教室」という。）において、日本語学習者に専門性をもって日本語を指導する。

(2) 母語支援者

地域日本語教室において、日本語学習者の学習を言語面から支援するとともに、学習が継続できるように、学習者に寄り添って言語以外でも可能な範囲で経済的支援以外の必要な支援をする。

(3) 学習支援者

地域日本語教室において、学習者と対等な立場で学習の場に参加し、対話活動を通して学習者の日本語学習の支援を行うとともに、教室活動に取り組む市町の多文化共生の推進に協力する。

(登録方法)

- 第5条 人材情報バンクへの登録を希望する者は、「静岡県地域日本語教育人材情報バンク登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、電子メール又は郵送により県に提出するものとする。
- 2 県は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請内容が適当と認められる場合は、概ね2週間以内に、登録者名簿（様式第2号）に登録した上で、登録を受けた者に登録結果通知書（様式第3号）を送付する。
 - 3 登録者は、登録後に登録申請書の記載事項に変更があった場合は、登録申請書（様式第1号）に変更箇所を記載し、速やかに県に届け出るものとする。
 - 4 登録は、複数の種類について行うことができるものとする。

(登録期間)

第6条 人材情報バンクの登録期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、県及び登録者の双方に異議がない場合には、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録の抹消)

第7条 県は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 登録者と連絡が取れない等、その所在が不明となったとき
- (3) 登録者が第3条各号に掲げる要件を失ったとき
- (4) 登録者としてふさわしくないと県が認める事実が判明したとき
- (5) 登録者本人が死亡したとき

(活用不可要件)

第8条 県は、次に掲げる活動については、人材情報バンクを活用することはできない。

- (1) 政治・宗教活動
- (2) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼし、善良な風俗を害するおそれのある活動

(3) その他不適切と認められる活動

(県、登録者及び情報提供を受けた市町等の責務等)

第9条 県は、市町等へ登録者の情報提供を行う場合は、登録者に対し、事前に情報提供の可否について意思確認（以下、意思確認という。）を行うものとする。

2 人材情報バンクから情報提供を受けた市町等は、登録者に対し活動内容、条件等について、事前説明を行うため、速やかに連絡しなければならない。

3 人材情報バンクの情報提供に関する意思確認を受け、提供に応じた登録者は、市町等からの連絡がない場合は、意思確認を受けてから2週間を目処に、県に確認連絡をしなければならない。

4 人材情報バンクの情報提供を受けた市町等は、登録者の個人情報 を適正に管理しなければならない。

5 人材情報バンクの情報提供を受けた市町等から連絡を受けた登録者は、市町等の計画している事業内容等について、一般に開示される前の情報を公表してはならない。

6 人材情報バンクの情報提供を受けた市町等は、登録者の活用の有無を決定した後、速やかに県に連絡しなければならない。

5 県は、市町等から登録者の活用について連絡を受けた後、登録者の活用状況について活用実績管理簿（様式第4号）を作成し、必要に応じて市町等に確認の上管理するものとする。

(免責等)

第10条 登録者及び情報提供を受けた市町等は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 登録者及び情報提供を受けた市町等は、事業の実施に当たり、両者間で取り決めた条件の不履行等により双方が損害を被らないよう配慮しなければならない。万が一、事故等が発生した場合は、当事者間の責任において誠意を持って解決に当たるものとする。

3 県は事業実施に関する一切の損害賠償の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 県は、人材情報バンクに寄せられた個人に関する情報を、静岡県個人情報保護条例第2条に規定する「個人情報」として、同条例に基づき適正に管理するとともに目的外の利用は行わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 登録者及び情報提供を受けた市町等は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(事務局)

第13条 人材情報バンクを実施する県の事務局は、知事直轄組織地域外交局多文化共生課とする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、人材情報バンク事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。